

介護が必要になったとき お役に立てる 入しやすい介護年金保険

支えてくれるあなたへ、未来の『あんしん』

あんしんねんきん介護

介護年金保険(無解約返戻金型) [無配当]

契約年齢 20歳～80歳

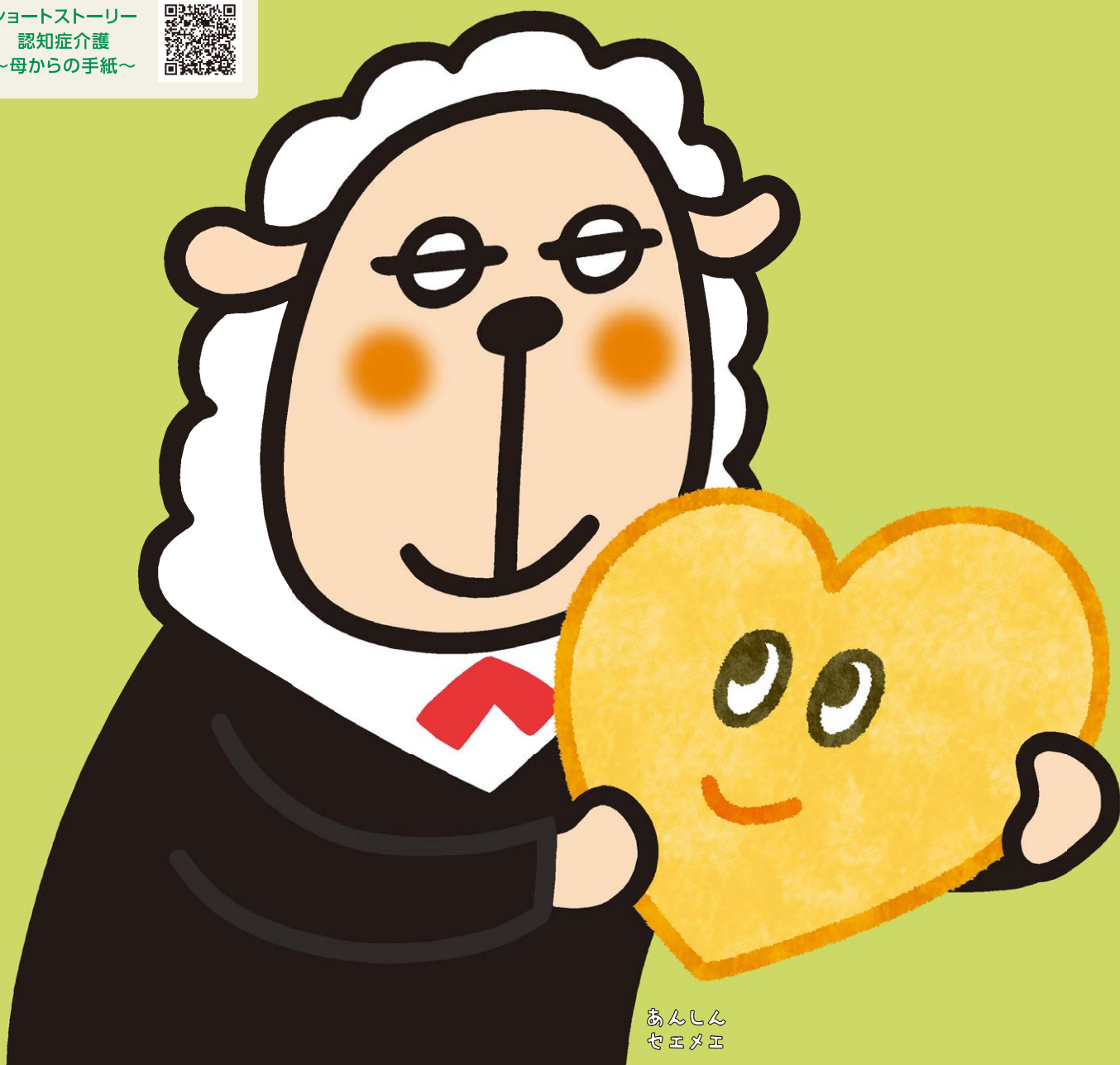


ショートストーリー
認知症介護
～母からの手紙～



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年8月改定



あんしん
セエメエ

東京海上日動あんしん生命

あんしんセエメエの詳細は

あんしん生命

検索

あんしんねんきん介護 は、健康なときも、介護が必要に さまざまな保障とサービスでお客様の人生をサポート! 3つ

以下の告知項目のすべてが「いいえ」の方は
お申し込みいただけます

1	過去1年以内に、病気やケガで入院をしたこと、 または手術を受けたことがありますか。	いいえ ☐
2	過去5年以内に、以下のいずれかの病気で、医師の 診察※1・検査※1※2・治療・投薬を受けたことがありますか。 がん、肝硬変、脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)、脳しゅよう、心筋梗塞、心筋症、 心不全、心房細動、うつ病、双極性障害(躁うつ病)、統合失調症、アルコール依存症、 パーキンソン病、アルツハイマー病、レビー小体病、前頭側頭葉変性症・ピック病	いいえ ☐
3	以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。 (1)現在、以下①～⑦の日常生活の動作のいずれかにおいて、 他の方の介助※3または補助具※4を必要とする。 ①歩行 ②食事 ③排せつ ④入浴 ⑤衣服の着替え ⑥店での買い物 ⑦公共の交通機関の利用 (2)今までに、ご自身に関して、公的介護保険の要介護・要支援の 認定申請をしたことがある。 (3)今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)またはそれらの疑い※5で、 医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。	いいえ ☐

※1「診察・検査」には、治療を受けた最後の日から5年以上経過した「がん」の経過観察のための診察・検査を含みません。

※2「検査を受けた」には、健康診断・人間ドック・がん検診の受診を含みません。

※3「他の方の介助が必要」とは、日常生活の動作(歩行、食事、排せつ、入浴、衣服の着替え、店での買い物、公共の交通機関の利用)を行う際に、他の方に動作などを手助けしてもらわないと、その日常生活の動作ができないことをいいます。

※4「補助具」の例:杖、歩行器、シルバーカー(手押しの歩行補助車)、義肢・装具、車椅子

※5「認知症、軽度認知障害(MCI)またはそれらの疑い」とは、医師により認知症、軽度認知障害(MCI)と診断された場合に加え、認知症の症状(※)をきっかけに、認知症の疑いで医師の診察・検査を受けた結果、認知症と診断確定されなかった場合を含みます。

(※)認知症の主な症状の例:もの忘れ、理解力・判断速度の低下、時間・場所・名前などがわからなくなる見当識障害 など

用語の解説	
入院	教育入院・検査入院・日帰り入院を含みます。ただし、いずれの場合も正常分娩のための入院は除きます。
手術	内視鏡・カテーテル・レーザーによる手術、体外衝撃波結石破碎術、帝王切開を含みます。
診察	病気の有無や症状などを判断するために、医師が患者に質問したり、からだを調べたりすることをいいます。
投薬	医師が薬を処方することをいいます。病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合を含みます。
がん	癌・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫を含みます。上皮内がんは含みません。



お申込みに際しては、告知書(介護年金用)およびそれに記載の「記入上の注意点」を必ずご確認ください。
ご加入時の年齢やご職業、既にご契約されている保険との通算等により、お引受けできない場合もあります。

なったときも、**認知症**になったときも、
の告知で入りやすい保険です!

ご契約年齢

20歳~80歳まで加入できます!

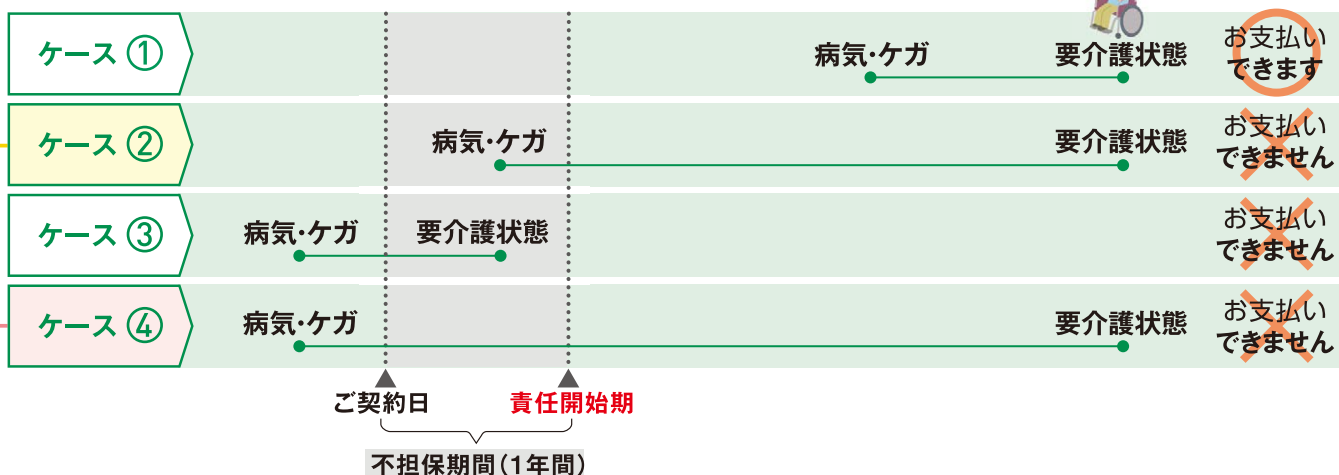


保障を開始する時期とお取扱い

(特に告知の質問事項に該当しない持病をお持ちの方にご注意いただきたいこと)

- **介護年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。**
(不担保期間(保障しない期間):1年間)
- この保険にご加入いただいた場合でも、**責任開始期前の病気やケガ^{※6}**を原因として介護年金・一時金のお支払事由に該当した場合には、**介護年金・一時金をお支払いできません。**

▼ 要介護状態の原因となった病気・ケガの発生時期に応じたお取扱い(例)

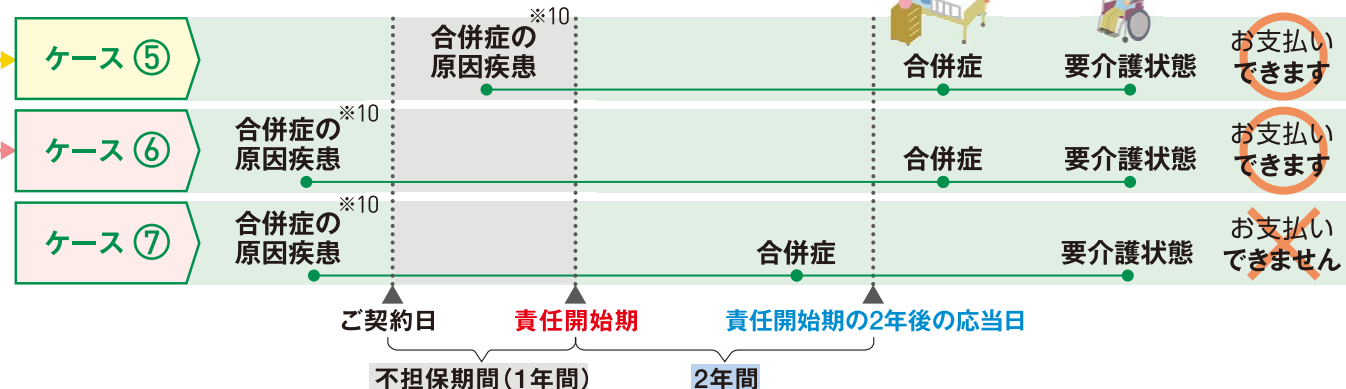


- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気^{※7}を発病していた場合^{※8}、**責任開始期からその日を含めて2年経過後**にその病気の**合併症**を発症し、お支払事由に該当したときは、介護年金・一時金のお支払対象となります。

合併症とは

ある病気が原因となって生じる別の病気をいいます^{※9}。例えば、糖尿病が原因となって生じる糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害等をいいます。

▼ 合併症を原因として要介護状態となった場合のお取扱い(例)



- 責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、介護年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないとき等は、介護年金・一時金のお支払対象となります。

※6 ご契約の際の告知等により責任開始期前に病気またはケガが生じていたことを当社が知っていた場合等を除きます。

※7 告知書の質問事項のうち、過去5年以内の医師による診察・検査・治療・投薬歴の対象となる病気以外の病気をいいます。

※8 責任開始期前に発病した病気が次のいずれかに該当する場合は含みません。

① 告知をした後、責任開始期前に、上記^{※7}の質問事項の対象となる病気を発病した場合

② その病気について告知日の過去1年以内に入院・手術歴があり、告知書の質問事項に正しく回答しなかった場合

※9 合併症の原因となった病気と約款上同一の区分に属する身体部位に生じた病気を除きます。

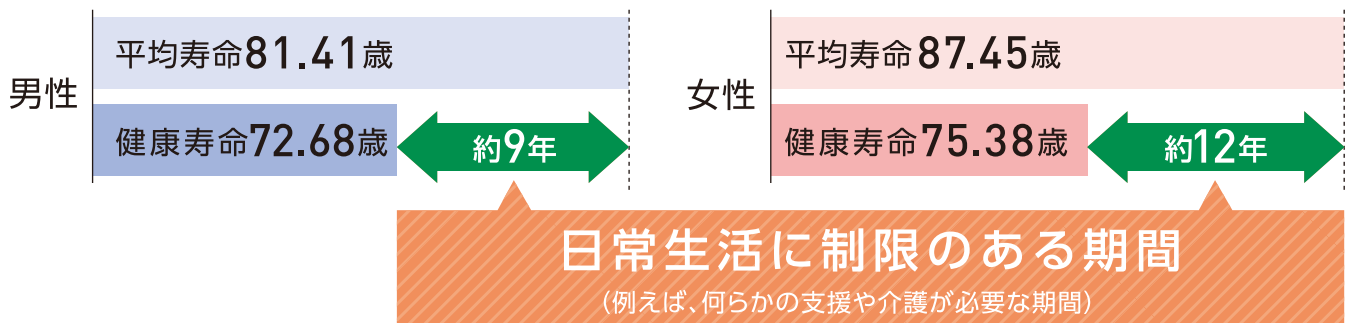
※10 告知の対象とならない病気に限ります。

人生100年時代のリスクについて考え 「介護」の備えがあるとあんしん

健康でいられる期間は？

健康上の問題がなく、日常生活に制限のない期間である「**健康寿命**」は「**平均寿命**」よりも**10年**ほど短いとされています。

●平均寿命と健康寿命の差(令和元年(2019年))



出典:厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」(令和3年12月20日)

健康な期間がいつまでも続くとは限りません。
支援や介護が必要になった場合の備えがあるとあんしんです。

支援や介護が必要になった場合は？

自立して日常生活を送ることができない場合に、
身体状態に応じて公的介護保険サービスを受けることができます。

●要支援・要介護の身体状態の目安



監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

介護の度合いが重いほど、**日常生活に支援や介護が必要になります。**

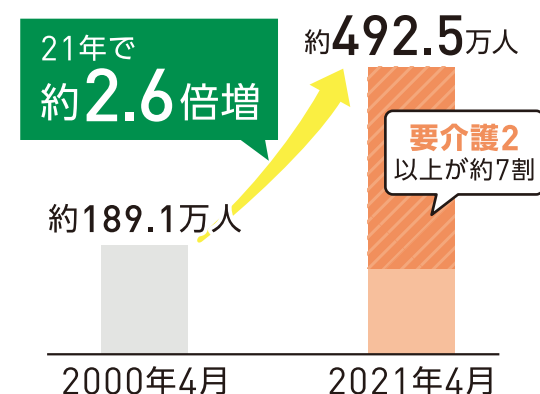
ていますか？ です！



要介護認定者数は？

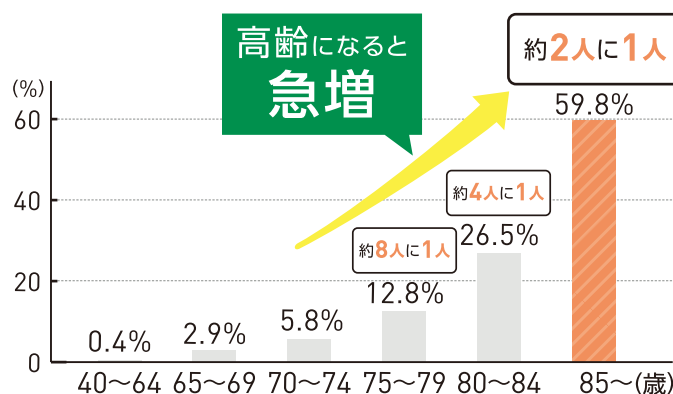
要介護認定者数は、公的介護保険制度開始から21年間で約**2.6倍に増加**しました。
85歳以上になると**約2人に1人が要支援・要介護認定**を受けています。

●要介護認定者数



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告月報(暫定版)」(平成12年4月分・令和3年4月分)

●要支援・要介護認定者の割合



出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(令和3年9月審査分)」／
総務省「人口推計(令和3年9月1日現在確定値)」より算出

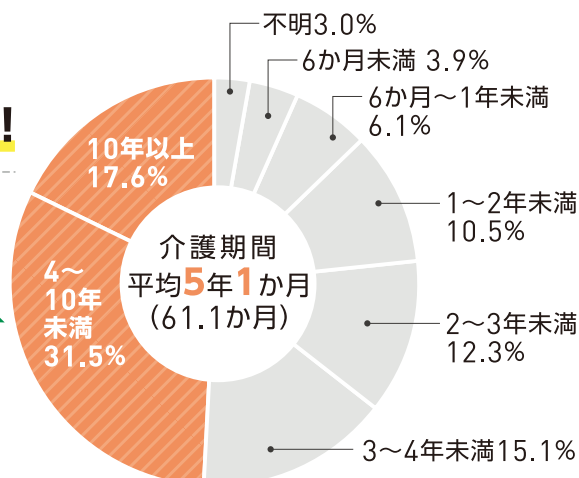
介護は身近なリスクといえます。
また、**年齢を重ねるごとに介護のリスク**は高まります。

介護の期間は？

介護期間の**平均は約5年1か月**です。
10年以上の長期にわたるケースも**約18%**！



約半数近く
の方が
4年以上



*現在介護中の場合は、介護を始めてからの経過期間を尋ねたものです。
出典:公益財団法人 生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

一度要介護状態になると、
介護の期間は長期にわたることもあります。

介護の費用は？(公的介護保険サービスと自己負担)

公的介護保険は、**認定された要介護度により支給限度額**が決められています。
支給限度額を超えた分は自己負担となります。

- 公的介護保険の対象となるサービスは、現金による給付ではなく、介護サービスそのものが提供されます。

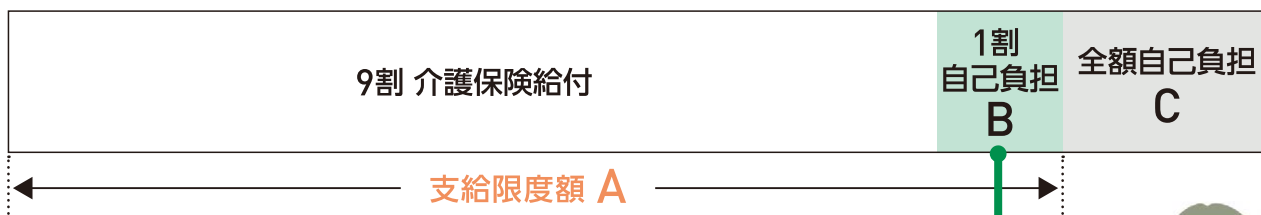
対象となるサービス

訪問介護サービス、通所介護サービス、施設サービス等

*公的介護保険の給付対象外となる費用:対象となるサービスの居住費、滞在費、食費、日常生活費等

- 公的介護保険サービスと自己負担について

〈自宅でサービスを受けた場合のイメージ図〉



A 公的介護保険サービスの支給限度額

B 公的介護保険サービスの自己負担額(1割負担の場合)

C 支給限度額を超えて対象サービスを受けたり、対象外のサービスを受けた部分

- 公的介護保険サービスの支給限度額と自己負担額(年額)

要介護度	支給限度額(年額) A	1割負担の 自己負担額(年額) 上限額B	1割負担の 自己負担額(年額) 実績(平均額)B
要介護2	約236万円	約23.6万円	約16.7万円
要介護3	約324万円	約32.4万円	約25.1万円
要介護4	約371万円	約37.1万円	約30.2万円
要介護5	約434万円	約43.4万円	約34.8万円

*65歳以上の世帯年収によっては、自己負担額が2~3割となる場合があります。

出典:厚生労働省 第168回社会保障審議会介護給付費分科会資料「2019年度介護報酬改定の概要」/
財務省 財政制度等審議会財政制度分科会(平成28年10月4日)資料より「介護保険における利用者負担の在り方」
をもとに当社で作成

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

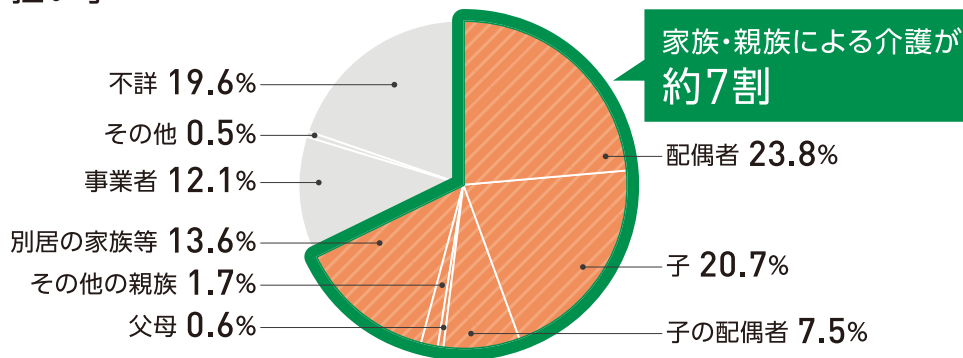
公的介護保険サービスを限度額まで利用した場合の自己負担額(1割負担)は
要介護5で**年間約43.4万円**です。

実際の自己負担額(1割負担)の実績(平均額)は要介護5で**約34.8万円**となり、
毎年約30万円～50万円あれば自己負担分をカバーできるといえます。

介護がご家族に与える影響は？

家族・親族が介護をしているケースが**67.9%**です。

●主な介護の担い手



出典:厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」

介護はご自身の問題だけではなく、**ご家族・ご親族の生活**にも**大きな影響**を与える可能性があります。



ケアマネージャーに聞く
「介護の実態について」



自宅介護の暮らしぶりとは？費用は？

自宅介護は、**介護するご家族・ご親族の負担**が伴います。
そして、介護はいつまで続くか分かりません。

要介護4のAさんを
自宅で介護する場合



Aさん
80歳



妻
79歳
(同居)



長男
45歳
(近所に
住む)

■介護サービス ■妻 ■長男

①介護費用を抑えるために家族が中心となって介護を行う場合

	月	火	水	木	金	土	日
7:00	モーニングケア・食事介助(通所準備)						
	水分補給・排泄介助	通所介護	水分補給・排泄介助	通所介護	水分補給・排泄介助	通所介護	水分補給・排泄介助
12:00	食事介助・水分補給・排泄介助						食事介助・水分補給・排泄介助
	水分補給・排泄介助	訪問入浴	水分補給・排泄介助	訪問入浴	水分補給・排泄介助	訪問入浴	水分補給・排泄介助
18:00	食事介助・イブニングケア						

一年間の自己負担額:234,096円

②支給限度基準内で、介護サービスを利用して介護を行う場合

	月	火	水	木	金	土	日
7:00	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助
	通所介護	通所介護	水分補給・排泄介助	通所介護	通所介護	通所介護	水分補給・排泄介助
12:00	通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助	通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助
	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助
18:00	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア

一年間の自己負担額:371,172円

上記は、介護給付費単位数等のサービスコード表をもとに作成された一事例です。
作成されたプランや利用する介護サービス等によって費用の負担額は異なります。
(介護保険サービスの負担額は1割負担、住民税非課税者以外として作成)

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

介護するご家族・ご親族の負担を減らすためにも、**備えがあるとあんしん**です！

保障内容

あんしんねんきん介護 は、介護が必要に

●介護年金額:50万円 ●健康祝金特則付加あり

主契約

介護年金

病気やケガにより、以下①または②に該当したとき

①公的介護保険制度の**要介護2以上**と認定されたとき

②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき

お支払事由について詳しくは▶ P.13

介護年金額

50万円

20～100万円※1
(10万円単位で設定)

年金のお受取り

年金支払期間は**3つのタイプ**から選べます

●5年有期年金

●10年有期年金

●終身年金

年金支払い

●	●	●	●	●	最大5回					
●	●	●	●	●		●	●	●	●	最大10回
●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
					5年	10年				

一生涯

年金支払期間中、生存されている限り毎年お支払いします※2

一生涯保障

以下の状態となった場合は**将来の保険料のお払込みは不要**です※3

- 介護年金のお支払事由に該当したとき
- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき。または、不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

＋ ニーズに合わせて、以下の**オプションを追加**できます！

選べるオプション

健康祝金特則

5年ごとの対象期間中に介護年金のお受取りがなく、期間の満了時に生存されているとき

詳しくは▶ P.12

認知症一時金特約

病気やケガにより、初めて認知症または軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき

詳しくは▶ P.9

介護一時金特約

主契約の介護年金のお支払事由に該当したとき

詳しくは▶ P.11

介護年金額が50万円の場合

5年ごとに5万円

主契約の介護年金額の10%

最長90歳まで

一生涯保障

※1 お申込みいただける介護年金額は、20歳～60歳は20万円～100万円、61歳～80歳は20万円～50万円となります。

※2 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します。ただし、認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

※3 主契約(特則を含みます。)の保険料のお払込みが不要となった場合、特約の保険料のお払込みも不要となります。

※4 生存されている限り、年金支払期間を通じて毎年お受け取りいただけます。

健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は
ご注意 (不担保期間(保障しない期間):1年間)

7

なったとき**介護年金が受け取れ、健康なら5年ごとにお祝金**※も!

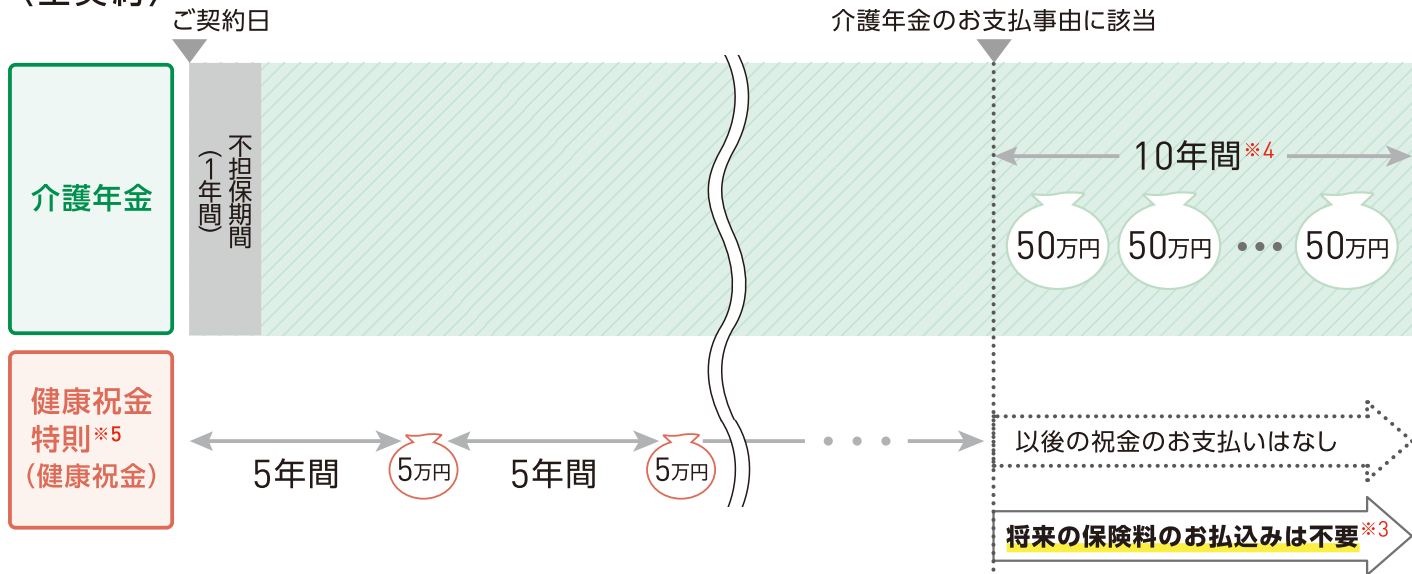
※健康祝金特則を付加された場合

あんしんねんきん介護のお受取りのイメージ

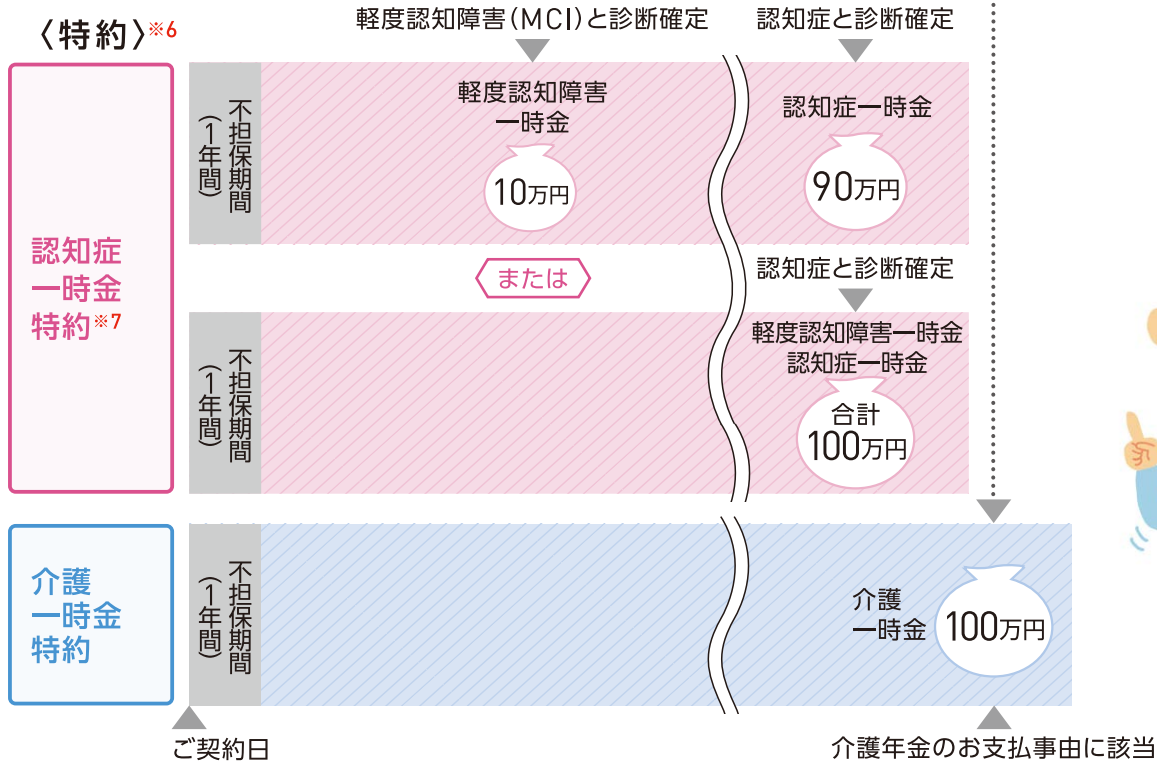
ご契約例

- 介護年金額:50万円 ●年金の種類:有期年金 ●年金支払期間:10年 ●健康祝金特則付加あり
- 認知症一時金特約:100万円 ●介護一時金特約:100万円

〈主契約〉



〈特約〉※6



- ※5 健康祝金支払対象期間に介護年金のお支払いがなく、期間の満了時に生存しているときにお受け取りいただけます。
- ※6 各特約の一時金の支払限度回数は保険期間を通じてそれぞれ1回です。また、認知症一時金、介護一時金をお受け取りいただいた場合、それぞれの特約は消滅します。
- ※7 軽度認知障害一時金をお受け取りいただくことなく認知症一時金のお支払事由に該当した場合は、認知症一時金とあわせて軽度認知障害一時金をお支払いします。

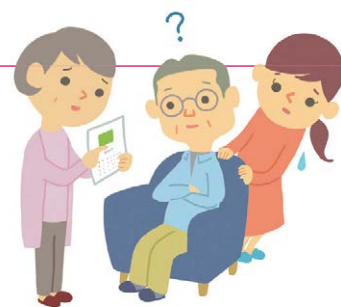
契約日の1年後の応当日から開始します。

責任開始期・不担保期間・保障内容について、
P.2および、P.22～の注意事項を必ずご確認ください。

認知症一時金特約

保障内容

認知症や軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき、一時金をお受け取りいただけます。



●認知症一時金額:100万円の場合

お支払事由	お支払いする一時金	
病気やケガにより 初めて <u>軽度認知障害(MCI)</u> と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金 認知症一時金額の10%	10万円
軽度認知障害一時金をお受取り後に、 病気やケガにより 初めて <u>認知症</u> と診断確定されたとき	認知症一時金 認知症一時金額の90%	90万円
または	または	
軽度認知障害一時金のお受取りがなく、 病気やケガにより 初めて <u>認知症</u> と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金・認知症一時金 認知症一時金額の100%	100万円

軽度認知障害一時金と
認知症一時金の
支払限度回数
保険期間を通じて
それぞれ1回

●認知症一時金額は20万円～200万円(10万円単位)で設定できます。認知症一時金特約と介護一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

●対象となる軽度認知障害(MCI)・認知症は、それぞれ次のとおりです。

軽度認知障害 (MCI)	日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害をいいます。
認知症	脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症をいいます。

●主契約が有期年金の場合、主契約の年金支払期間が満了したときであっても、認知症一時金のお支払いがないときは、この特約は消滅せず、終身にわたって保障が継続します。



ご注意

健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は
(不担保期間(保障しない期間):1年間)

介護が必要になる原因

介護認定の原因で
最も多いのは「認知症」です。

1位 認知症 17.6%

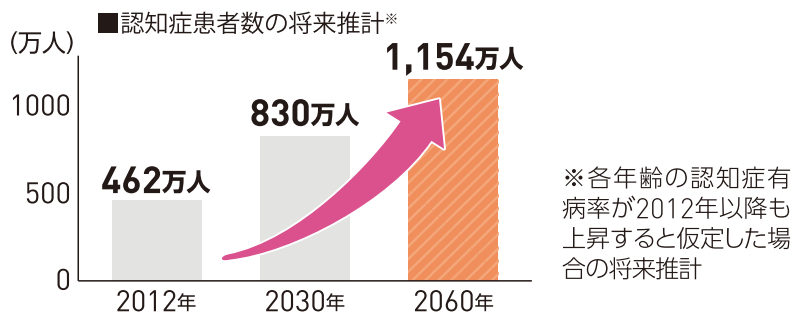
2位 脳血管疾患 16.1%

3位 高齢による衰弱 12.8%

出典:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

認知症有病者数

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、65歳以上で認知症になる人は、**2030年には830万人、2060年には1,154万人**に年々増加すると推計されています。



出典:内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに当社で作成

認知症がある場合の介護費用の増加割合

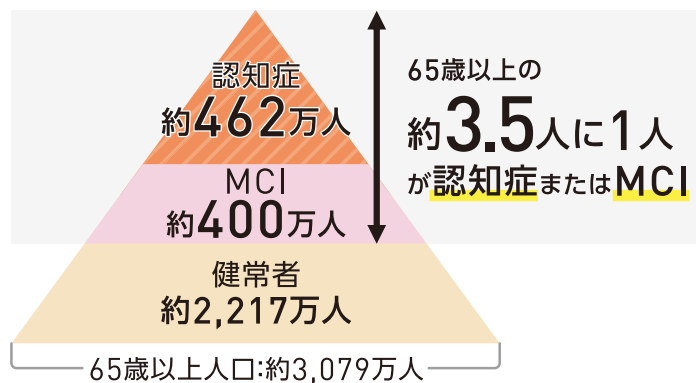
認知症ありの介護費(居宅サービス費)は、認知症なしと比べて**1.4倍**に増加します。

出典:厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「わが国における認知症の経済的影響に関する研究」平成26年度総括・分担研究報告書

軽度認知障害(MCI)とは?

軽度認知障害(MCI)は、健常者と認知症の中間にあたり、物忘れはありますが、日常生活に支障はない状態です。

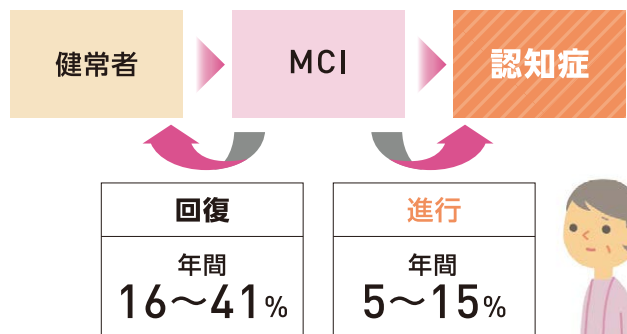
●認知症高齢者の状況(2012年推計)



出典:厚生労働省 第115回社会保障審議会介護給付費分科会資料「認知症施策の現状について」

MCIから、認知症に進行することもあります。一方で**年間約16～41%が回復**するというデータもあります。

●認知症の進行イメージ



出典:一般社団法人日本神経学会「認知症疾患診療ガイドライン2017 P147」をもとに当社で作成

MCIは、適度な運動や糖尿病・高血圧などの**生活習慣病対策**を行うことや、**知的刺激を高める**ことにより、**回復したり、認知症の発症を遅らせる**可能性もあります。MCI段階での**早期のケア**が重要です。

契約日の1年後の応当日から開始します。

責任開始期・不担保期間・保障内容について、P.2および、P.22～の注意事項を必ずご確認ください。

介護一時金特約

保障内容

介護が必要な所定の状態となったとき、一時金をお受け取りいただけます。

お支払事由	お支払いする一時金
病気やケガにより、以下①または②に該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき お支払事由について詳しくは▶ P.13	介護一時金 20～200万円 (10万円単位で設定) 支払限度回数 保険期間を通じて1回

●介護一時金特約と認知症一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

介護にかかる初期費用

要介護状態の初期には、通常の**介護費用以外にもさまざまな費用**がかかります。



要介護状態になった場合に、
通常の介護費用以外にかかる費用の目安

具体例	車いす	特殊寝台	移動用リフト
	6万円～50万円	15万円～50万円	20万円～*
	ポータブルトイレ	手すり	階段昇降機
	1万円～25万円	1万円～*	50万円～*

公的介護保険の給付対象となる場合があります。
自費で購入した場合の金額で、いずれも目安額です。

*工事費別途

出典:公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」
(2021年7月改訂版)をもとに当社で作成

介護でかかった
一時的な費用の合計

介護用品購入費

住宅改造費

平均
74万円

出典:公益財団法人 生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する
全国実態調査」

公的介護保険では、住宅改修の費用が原則**20万円**(うち自己負担1割、所得が一定以上の第1号被保険者は自己負担2～3割)まで支給されます。



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

責任開始期・不担保期間・
保障内容について、P.2および、P.22への
注意事項を必ずご確認ください。

健康祝金特則

掛け捨てはもったいない
という方におすすめ

保障内容

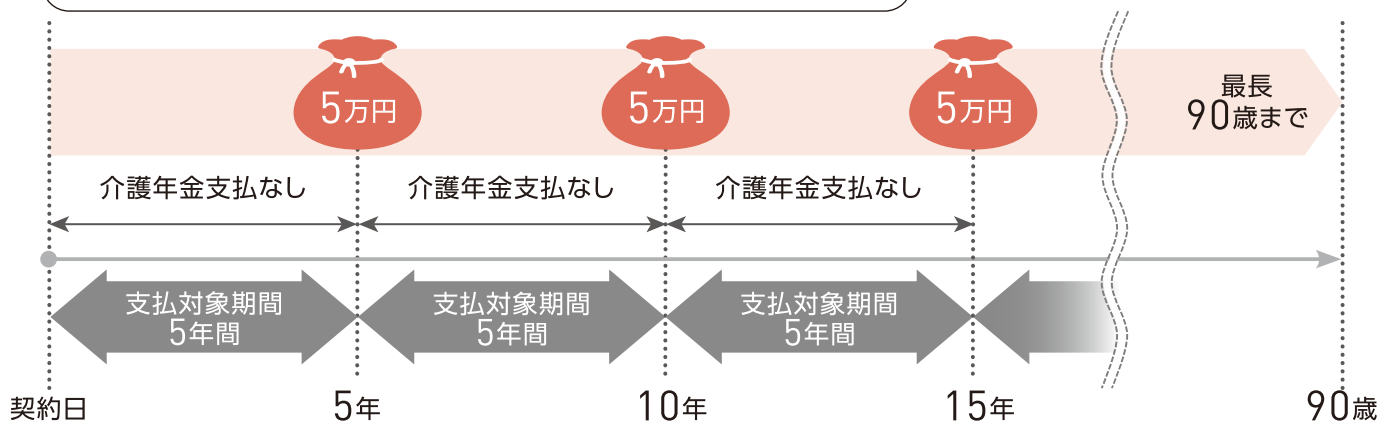
健康なら**5年ごとに健康祝金**をお受け取りいただけます。

お支払事由	お支払いする祝金
健康祝金支払対象期間中に介護年金のお支払いがなく、 健康祝金支払対象期間の満了時に生存されているとき	健康祝金 主契約の 介護年金額の 10%

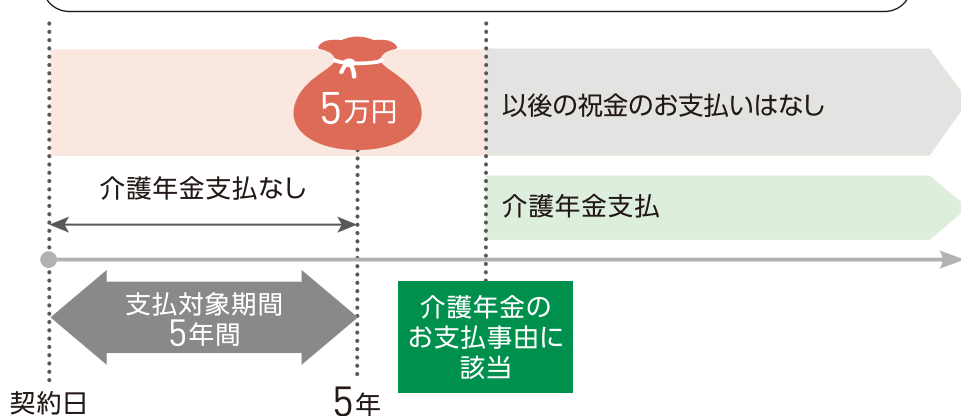
- 健康祝金支払対象期間は、契約日からその日を含めて5年ごとの期間をいいます。ただし、被保険者の年齢が90歳に到達する年単位の契約応当日の前日までに満了する期間に限りです。
- 健康祝金支払対象期間中にお支払事由が生じた介護年金が支払われる場合は、それ以降、健康祝金のお支払いはありません。

健康祝金のお受取りイメージ

●介護年金のお受取りが**ない**場合〔介護年金額50万円の場合〕



●介護年金のお受取りが**ある**場合〔介護年金額50万円の場合〕



お祝金、
何に使われますか…?



健康グッズで
モチベーション
アップ



こどもや孫に
プレゼント



【ご注意】

- ・健康祝金特則は契約者・被保険者・保険料振替口座名義人が法人代理店およびその特定関係法人の役員・従業員ご本人である契約（構成員契約）について、当該代理店ではお取り扱いできません。
- ・事業保険（契約者が法人または個人事業主の契約）の場合、健康祝金特則は付加できません。

P.22～の注意事項を
必ずご確認ください。

介護年金・介護一時金のお支払事由

◎下記①または②のいずれかに該当した場合、介護年金・介護一時金をお支払いします。



① 公的介護保険制度で 要介護2以上と認定

② 当社所定の 要介護状態が 180日を超えて継続

被保険者の年齢	公的介護保険制度【要介護2以上】	当社所定の要介護状態
65歳以上	要介護状態になった 原因を問わず対象	年齢を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった 原因は下表の特定疾病に限定	
40歳未満	支払対象外 (40歳未満は公的介護保険制度の対象外)	

特定疾病

- | | | | | |
|------------|----------------|----------|------------|-------------|
| ・がん※ | ・初老期における認知症 | ・脊髄小脳変性症 | ・糖尿病性神経障害、 | ・慢性閉塞性肺疾患 |
| ・関節リウマチ | ・進行性核上性麻痺、 | ・脊柱管狭窄症 | ・糖尿病性腎症及び | ・両側の膝関節又は |
| ・筋萎縮性側索硬化症 | ・大脳皮質基底核変性症及び | ・早老症 | ・糖尿病性網膜症 | ・股関節に著しい変形を |
| ・後縦靱帯骨化症 | ・パーキンソン病 | ・多系統萎縮症 | ・脳血管疾患 | ・伴う変形性関節症 |
| ・骨折を伴う骨粗鬆症 | ・(パーキンソン病関連疾患) | | ・閉塞性動脈硬化症 | |

※医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

2022年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村等の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

(お支払いの対象となる状態)

1 公的介護保険制度の要介護2以上

身体状態の目安(例)

軽度

重度

要介護2 (軽度の介護)

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。



要介護3 (中等度の介護)

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。



要介護4 (重度の介護)

食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。



要介護5 (最重度の介護)

食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。



出典:公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

2 当社所定の要介護状態

つぎの①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。

- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、
下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態

ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない イ. 衣服の着脱が自分ではできない
ウ. 入浴が自分ではできない エ. 食物の摂取が自分ではできない
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、
かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

さまざまなサービスで、**お客様をサポート**します。

認知症による資産凍結への備えをサポート

Web・電話サービス



ご契約者(*)・被保険者およびそのご家族向け

ファミトラ 家族信託組成サポートサービス

提供:株式会社ファミトラ

家族信託のご説明、提案、信託契約組成までを総合的にサポートします。また信託組成後も信託監督人としてご家族とともに、信託の運用をサポートいたします。家族信託組成サポートサービスの初期費用について、優待料金でご利用いただけます。



0120-294-067

受付時間 平日9:00~18:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

家族信託組成サポート
サービスについて詳しくは
専用WEBサイトへ



※専用WEBサイトからはいつでも資料
請求が可能です。

家族信託とは…

認知症になると定期預金の解約や自宅等不動産の売却・管理ができなくなるリスクがあります。家族信託は、こうした資産凍結への不安を抱く方が家族に資産を託し、その管理や処分を家族に行ってもらう仕組みです。

脳の健康度チェックをサポート

Webサービス



被保険者向け

Eisai

脳の健康度チェック

提供:エーザイ株式会社

脳の反応速度・注意力等「脳の健康度」をチェックすることができるデジタルツールをご提供します。

※病気の予防や診断などを目的としたものではありません。



パソコン・スマートフォン・
タブレットを用いたテストで
チェック!手軽に取り組みます。

脳機能の維持・向上トレーニングをサポート

Webサービス



被保険者向け

脳機能向上トレーニング

記憶力や注意力など
脳機能の維持・向上を目的とした
「脳機能向上トレーニング」をご提供します。

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。



継続的に取り組むことで、
記憶力や注意力など
脳機能の維持・向上が図れます!



※画面はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

「脳トレ」で著名な 川島隆太氏 監修

介護に関する疑問や不安の解消をサポート

電話・訪問サービス



ご契約者(*)・被保険者およびそのご家族向け

介護お悩み電話・訪問相談サービス

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

電話相談サービス

介護に関するお悩みに専門の
相談員がお電話で親身に
お応えします。

訪問相談サービス

ケアマネージャー等が訪問し、ケアプランの骨子の作成または
ケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。
※2回目以降のご利用については有料となります。



介護アシスト

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

0120-428-834 受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただけます。



病気の予防をサポート

アプリサービス

被保険者向け

カロママ プラス

提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

簡単・気軽に健康管理ができる健康アドバイスアプリをご提供します。

パーソナルAIコーチがタイムリーに
あなたの目標に合わせてアドバイスします。

アドバイスパターンは**2億通り以上!**
(約10万人の栄養管理の実績に基づいて作成)

ライフログ(食事・運動・睡眠)、
健診結果を簡単に記録できます。

食事は写真を撮るだけ!



病気に関する疑問や不安の解消をサポート

Webサービス

被保険者向け

Medical Note for 東京海上グループ

提供:株式会社メディカルノート

専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

1 セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している
病院から選んで予約*1ができます。

3 がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から選んで
がん精密検査の受診の予約*1ができます。

5 病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる
医療情報や病気・治療解説等を調べられます。

2 医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している
病院から選んで受診の予約*1ができます。

4 オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで気軽に医師・看護師に
相談できます。

*1 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等
は専用ホームページをご確認ください。なお、予約可能な
病院等は順次拡大予定です。

病気に関する疑問や不安の解消をサポート

電話サービス

ご契約者(*)・被保険者およびそのご家族向け

メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

☎ 0120-363-992 予約受付 24時間 365日対応

日常のおからだの悩みから「もしも」のときの緊急対応まで、サポートします。

- 緊急医療相談 ● 一般の健康相談 ● 医療機関案内 ● 転院・患者移送手配*2 ▶ **24時間365日対応**
- がん専用相談窓口 ● 予約制専門医相談 ▶ **事前にご予約ください** *2 転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。

早期発見をサポート

電話サービス

ご契約者(*)・被保険者およびそのご家族向け

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

提供:株式会社ウェルネス医療情報センター

☎ 0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

通常料金より約5%~20%割引となる優待料金*3で、内容・場所・料金等、お客様のご希望に
かなった施設の検索と予約ができます。

*3 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

最寄りの医療機関の
検索はこちら



月払保険料

(単位:円)

男性

● 保険期間:終身

● 保険料払込期間:終身

● 口座振替扱

主契約



特約(オプション)

年齢 (歳)	介護年金額:30万円					
	健康祝金特則なし			健康祝金特則あり(祝金:3万円)		
	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金
20	780*	1,080*	1,740	1,260*	1,560	2,220
21	792*	1,092*	1,749	1,269*	1,569	2,226
22	801*	1,110*	1,758	1,278*	1,587	2,235
23	813*	1,128*	1,770	1,287*	1,602	2,244
24	825*	1,149*	1,785	1,299*	1,623	2,259
25	840*	1,170*	1,800	1,314*	1,644	2,274
26	852*	1,191*	1,806	1,323*	1,662	2,277
27	861*	1,215*	1,815	1,332*	1,686	2,286
28	876*	1,239*	1,827	1,344*	1,707	2,295
29	888*	1,266*	1,842	1,356*	1,734	2,310
30	900*	1,290*	1,860	1,368*	1,758	2,328
31	933*	1,317*	1,866	1,398*	1,782	2,331
32	966*	1,347*	1,872	1,431*	1,812	2,337
33	1,002*	1,377*	1,884	1,467*	1,842	2,349
34	1,038*	1,410*	1,902	1,503	1,875	2,367
35	1,080*	1,446*	1,920	1,545	1,911	2,385
36	1,098*	1,476*	1,935	1,560	1,938	2,397
37	1,119*	1,506	1,956	1,581	1,968	2,418
38	1,146*	1,539	1,977	1,608	2,001	2,439
39	1,173*	1,578	2,010	1,635	2,040	2,472
40	1,200*	1,620	2,040	1,662	2,082	2,502
41	1,242*	1,662	2,088	1,701	2,121	2,547
42	1,284*	1,704	2,145	1,743	2,163	2,604
43	1,332*	1,752	2,205	1,788	2,208	2,661
44	1,383*	1,803	2,268	1,839	2,259	2,724
45	1,440*	1,860	2,340	1,896	2,316	2,796
46	1,479*	1,920	2,415	1,932	2,373	2,868
47	1,527	1,992	2,496	1,980	2,445	2,949
48	1,575	2,067	2,586	2,025	2,517	3,036
49	1,629	2,142	2,673	2,079	2,592	3,123
50	1,680	2,220	2,760	2,130	2,670	3,210
51	1,758	2,319	2,868	2,202	2,763	3,312
52	1,836	2,424	2,973	2,280	2,868	3,417
53	1,917	2,529	3,075	2,361	2,973	3,519
54	2,007	2,640	3,186	2,448	3,081	3,627
55	2,100	2,760	3,300	2,541	3,201	3,741
56	2,196	2,889	3,438	2,628	3,321	3,870
57	2,301	3,033	3,588	2,730	3,462	4,017
58	2,415	3,186	3,756	2,841	3,612	4,182
59	2,541	3,354	3,939	2,964	3,777	4,362
60	2,676	3,540	4,140	3,096	3,960	4,560
61	2,835	3,750	4,368	3,246	4,161	4,779
62	3,009	3,981	4,626	3,420	4,392	5,037
63	3,198	4,233	4,902	3,609	4,644	5,313
64	3,405	4,506	5,205	3,816	4,917	5,616
65	3,630	4,800	5,520	4,038	5,208	5,928
66	3,876	5,157	5,997	4,272	5,553	6,393
67	4,146	5,541	6,513	4,539	5,934	6,906
68	4,437	5,958	7,080	4,830	6,351	7,473
69	4,755	6,408	7,704	5,145	6,798	8,094
70	5,100	6,900	8,388	5,487	7,287	8,775
71	5,574	7,461	9,051	5,940	7,827	9,417
72	6,105	8,082	9,786	6,471	8,448	10,152
73	6,702	8,766	10,596	7,065	9,129	10,959
74	7,365	9,510	11,478	7,725	9,870	11,838
75	8,100	10,320	12,432	8,454	10,674	12,786
76	8,724	11,238	13,326	9,042	11,556	13,644
77	9,396	12,246	14,289	9,714	12,564	14,607
78	10,134	13,347	15,333	10,449	13,662	15,648
79	10,935	14,562	16,461	11,244	14,871	16,770
80	11,820	15,912	17,700	12,126	16,218	18,006

認知症一時金 特約 一時金額: 50万円	介護一時金 特約 一時金額: 50万円
一時金100万円も選択可	
295	265
305	270
315	270
325	275
335	280
345	285
355	290
365	290
380	295
390	300
405	305
420	315
435	325
450	340
465	350
485	365
495	370
515	380
535	385
555	395
575	405
595	420
620	435
645	450
670	465
695	485
725	500
755	520
790	540
820	560
860	585
900	615
945	645
990	680
1,040	715
1,095	755
1,150	800
1,215	840
1,280	895
1,355	950
1,435	1,015
1,515	1,080
1,605	1,150
1,705	1,230
1,805	1,320
1,920	1,420
2,050	1,520
2,185	1,640
2,335	1,765
2,480	1,900
2,620	2,055
2,765	2,220
2,920	2,410
3,110	2,620
3,315	2,850
3,555	3,110
3,850	3,395
4,200	3,715
4,625	4,070
5,145	4,460
5,745	4,905

[注] 本商品は、特約を含めた1回分の保険料が1,500円よりお引受けします。上記保険料表の「※」については、年払でのお引受け等が可能です。

主契約							特約(オプション)	
年齢(契約)	介護年金額: 50万円						認知症一時金 特約 一時金額: 100万円	介護一時金 特約 一時金額: 100万円
	健康祝金特則なし			健康祝金特則あり(祝金: 5万円)			一時金50万円も選択可	
	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金		
20	1,300*	1,800	2,900	2,100	2,600	3,700	590	530
21	1,320*	1,820	2,915	2,115	2,615	3,710	610	540
22	1,335*	1,850	2,930	2,130	2,645	3,725	630	540
23	1,355*	1,880	2,950	2,145	2,670	3,740	650	550
24	1,375*	1,915	2,975	2,165	2,705	3,765	670	560
25	1,400*	1,950	3,000	2,190	2,740	3,790	690	570
26	1,420*	1,985	3,010	2,205	2,770	3,795	710	580
27	1,435*	2,025	3,025	2,220	2,810	3,810	730	580
28	1,460*	2,065	3,045	2,240	2,845	3,825	760	590
29	1,480*	2,110	3,070	2,260	2,890	3,850	780	600
30	1,500	2,150	3,100	2,280	2,930	3,880	810	610
31	1,555	2,195	3,110	2,330	2,970	3,885	840	630
32	1,610	2,245	3,120	2,385	3,020	3,895	870	650
33	1,670	2,295	3,140	2,445	3,070	3,915	900	680
34	1,730	2,350	3,170	2,505	3,125	3,945	930	700
35	1,800	2,410	3,200	2,575	3,185	3,975	970	730
36	1,830	2,460	3,225	2,600	3,230	3,995	990	740
37	1,865	2,510	3,260	2,635	3,280	4,030	1,030	760
38	1,910	2,565	3,295	2,680	3,335	4,065	1,070	770
39	1,955	2,630	3,350	2,725	3,400	4,120	1,110	790
40	2,000	2,700	3,400	2,770	3,470	4,170	1,150	810
41	2,070	2,770	3,480	2,835	3,535	4,245	1,190	840
42	2,140	2,840	3,575	2,905	3,605	4,340	1,240	870
43	2,220	2,920	3,675	2,980	3,680	4,435	1,290	900
44	2,305	3,005	3,780	3,065	3,765	4,540	1,340	930
45	2,400	3,100	3,900	3,160	3,860	4,660	1,390	970
46	2,465	3,200	4,025	3,220	3,955	4,780	1,450	1,000
47	2,545	3,320	4,160	3,300	4,075	4,915	1,510	1,040
48	2,625	3,445	4,310	3,375	4,195	5,060	1,580	1,080
49	2,715	3,570	4,455	3,465	4,320	5,205	1,640	1,120
50	2,800	3,700	4,600	3,550	4,450	5,350	1,720	1,170
51	2,930	3,865	4,780	3,670	4,605	5,520	1,800	1,230
52	3,060	4,040	4,955	3,800	4,780	5,695	1,890	1,290
53	3,195	4,215	5,125	3,935	4,955	5,865	1,980	1,360
54	3,345	4,400	5,310	4,080	5,135	6,045	2,080	1,430
55	3,500	4,600	5,500	4,235	5,335	6,235	2,190	1,510
56	3,660	4,815	5,730	4,380	5,535	6,450	2,300	1,600
57	3,835	5,055	5,980	4,550	5,770	6,695	2,430	1,680
58	4,025	5,310	6,260	4,735	6,020	6,970	2,560	1,790
59	4,235	5,590	6,565	4,940	6,295	7,270	2,710	1,900
60	4,460	5,900	6,900	5,160	6,600	7,600	2,870	2,030
61	4,725	6,250	7,280	5,410	6,935	7,965	3,030	2,160
62	5,015	6,635	7,710	5,700	7,320	8,395	3,210	2,300
63	5,330	7,055	8,170	6,015	7,740	8,855	3,410	2,460
64	5,675	7,510	8,675	6,360	8,195	9,360	3,610	2,640
65	6,050	8,000	9,200	6,730	8,680	9,880	3,840	2,840
66	6,460	8,595	9,995	7,120	9,255	10,655	4,100	3,040
67	6,910	9,235	10,855	7,565	9,890	11,510	4,370	3,280
68	7,395	9,930	11,800	8,050	10,585	12,455	4,670	3,530
69	7,925	10,680	12,840	8,575	11,330	13,490	4,960	3,800
70	8,500	11,500	13,980	9,145	12,145	14,625	5,240	4,110
71	9,290	12,435	15,085	9,900	13,045	15,695	5,530	4,440
72	10,175	13,470	16,310	10,785	14,080	16,920	5,840	4,820
73	11,170	14,610	17,660	11,775	15,215	18,265	6,220	5,240
74	12,275	15,850	19,130	12,875	16,450	19,730	6,630	5,700
75	13,500	17,200	20,720	14,090	17,790	21,310	7,110	6,220
76	14,540	18,730	22,210	15,070	19,260	22,740	7,700	6,790
77	15,660	20,410	23,815	16,190	20,940	24,345	8,400	7,430
78	16,890	22,245	25,555	17,415	22,770	26,080	9,250	8,140
79	18,225	24,270	27,435	18,740	24,785	27,950	10,290	8,920
80	19,700	26,520	29,500	20,210	27,030	30,010	11,490	9,810

詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせください。

月払保険料

(単位:円)

女性

● 保険期間:終身

● 保険料払込期間:終身

● 口座振替扱

主契約



特約(オプション)

年齢 (契約 時)	介護年金額:30万円					
	健康祝金特則なし			健康祝金特則あり(祝金:3万円)		
	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金
20	900*	1,434*	2,460	1,371*	1,905	2,931
21	921*	1,464*	2,475	1,389*	1,932	2,943
22	945*	1,491*	2,496	1,416*	1,962	2,967
23	969*	1,524	2,520	1,440*	1,995	2,991
24	993*	1,560	2,550	1,464*	2,031	3,021
25	1,020*	1,596	2,580	1,491*	2,067	3,051
26	1,041*	1,635	2,610	1,509	2,103	3,078
27	1,065*	1,674	2,643	1,533	2,142	3,111
28	1,086*	1,716	2,676	1,554	2,184	3,144
29	1,113*	1,764	2,715	1,581	2,232	3,183
30	1,140*	1,812	2,760	1,608	2,280	3,228
31	1,173*	1,863	2,811	1,638	2,328	3,276
32	1,206*	1,917	2,865	1,671	2,382	3,330
33	1,242*	1,974	2,928	1,707	2,439	3,393
34	1,281*	2,037	2,991	1,746	2,502	3,456
35	1,320*	2,100	3,060	1,785	2,565	3,525
36	1,362*	2,127	3,069	1,824	2,589	3,531
37	1,407*	2,160	3,084	1,869	2,622	3,546
38	1,455*	2,196	3,108	1,920	2,661	3,573
39	1,506	2,238	3,144	1,971	2,703	3,609
40	1,560	2,280	3,180	2,025	2,745	3,645
41	1,614	2,343	3,261	2,076	2,805	3,723
42	1,668	2,409	3,351	2,130	2,871	3,813
43	1,725	2,478	3,447	2,184	2,937	3,906
44	1,791	2,556	3,549	2,250	3,015	4,008
45	1,860	2,640	3,660	2,319	3,099	4,119
46	1,920	2,733	3,780	2,376	3,189	4,236
47	1,989	2,838	3,906	2,445	3,294	4,362
48	2,064	2,946	4,038	2,520	3,402	4,494
49	2,139	3,060	4,182	2,595	3,516	4,638
50	2,220	3,180	4,320	2,676	3,636	4,776
51	2,301	3,321	4,500	2,751	3,771	4,950
52	2,385	3,468	4,683	2,835	3,918	5,133
53	2,472	3,624	4,872	2,922	4,074	5,322
54	2,568	3,786	5,067	3,015	4,233	5,514
55	2,670	3,960	5,280	3,117	4,407	5,727
56	2,793	4,161	5,508	3,231	4,599	5,946
57	2,922	4,380	5,760	3,360	4,818	6,198
58	3,063	4,617	6,033	3,498	5,052	6,468
59	3,222	4,875	6,333	3,654	5,307	6,765
60	3,390	5,160	6,660	3,819	5,589	7,089
61	3,573	5,478	7,041	3,993	5,898	7,461
62	3,777	5,829	7,461	4,197	6,249	7,881
63	3,999	6,213	7,920	4,416	6,630	8,337
64	4,239	6,630	8,415	4,656	7,047	8,832
65	4,500	7,080	8,940	4,914	7,494	9,354
66	4,827	7,689	9,660	5,229	8,091	10,062
67	5,187	8,355	10,446	5,589	8,757	10,848
68	5,580	9,090	11,301	5,982	9,492	11,703
69	6,009	9,900	12,231	6,408	10,299	12,630
70	6,480	10,800	13,260	6,876	11,196	13,656
71	7,035	11,688	14,262	7,410	12,063	14,637
72	7,659	12,678	15,378	8,034	13,053	15,753
73	8,358	13,776	16,605	8,730	14,148	16,977
74	9,126	14,973	17,922	9,495	15,342	18,291
75	9,960	16,260	19,320	10,323	16,623	19,683
76	10,887	17,589	21,057	11,217	17,919	21,387
77	11,895	19,011	22,926	12,225	19,341	23,256
78	12,999	20,538	24,948	13,326	20,865	25,275
79	14,223	22,200	27,168	14,547	22,524	27,492
80	15,594	24,048	29,646	15,909	24,363	29,961

認知症一時金
特約
一時金額:
50万円

介護一時金
特約
一時金額:
50万円

一時金100万円も選択可

355
365
380
390
405
420
435
450
465
480
495
510
530
550
570
590
610
635
660
685
710
735
765
795
825
860
900
940
980
1,025
1,075
1,130
1,180
1,245
1,310
1,380
1,455
1,535
1,625
1,720
1,820
1,930
2,055
2,180
2,325
2,475
2,655
2,840
3,055
3,255
3,460
3,675
3,920
4,195
4,515
4,870
5,315
5,815
6,395
7,035
7,730

305
310
320
330
335
345
350
360
370
375
385
395
405
420
430
445
460
475
495
505
525
540
560
580
600
625
645
670
695
720
750
785
820
860
905
955
1,005
1,065
1,125
1,190
1,265
1,345
1,435
1,525
1,635
1,750
1,875
2,010
2,160
2,330
2,510
2,720
2,945
3,200
3,485
3,795
4,145
4,530
4,955
5,420
5,955

[注] 本商品は、特約を含めた1回分の保険料が1,500円よりお引受けします。上記保険料表の「※」については、年払でのお引受け等が可能です。

主契約							特約(オプション)	
年齢(契約)	介護年金額: 50万円						認知症一時金 特約 一時金額: 100万円	介護一時金 特約 一時金額: 100万円
	健康祝金特則なし			健康祝金特則あり(祝金: 5万円)			一時金50万円も選択可	
	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金	5年 有期年金	10年 有期年金	終身年金		
20	1,500	2,390	4,100	2,285	3,175	4,885	710	610
21	1,535	2,440	4,125	2,315	3,220	4,905	730	620
22	1,575	2,485	4,160	2,360	3,270	4,945	760	640
23	1,615	2,540	4,200	2,400	3,325	4,985	780	660
24	1,655	2,600	4,250	2,440	3,385	5,035	810	670
25	1,700	2,660	4,300	2,485	3,445	5,085	840	690
26	1,735	2,725	4,350	2,515	3,505	5,130	870	700
27	1,775	2,790	4,405	2,555	3,570	5,185	900	720
28	1,810	2,860	4,460	2,590	3,640	5,240	930	740
29	1,855	2,940	4,525	2,635	3,720	5,305	960	750
30	1,900	3,020	4,600	2,680	3,800	5,380	990	770
31	1,955	3,105	4,685	2,730	3,880	5,460	1,020	790
32	2,010	3,195	4,775	2,785	3,970	5,550	1,060	810
33	2,070	3,290	4,880	2,845	4,065	5,655	1,100	840
34	2,135	3,395	4,985	2,910	4,170	5,760	1,140	860
35	2,200	3,500	5,100	2,975	4,275	5,875	1,180	890
36	2,270	3,545	5,115	3,040	4,315	5,885	1,220	920
37	2,345	3,600	5,140	3,115	4,370	5,910	1,270	950
38	2,425	3,660	5,180	3,200	4,435	5,955	1,320	990
39	2,510	3,730	5,240	3,285	4,505	6,015	1,370	1,010
40	2,600	3,800	5,300	3,375	4,575	6,075	1,420	1,050
41	2,690	3,905	5,435	3,460	4,675	6,205	1,470	1,080
42	2,780	4,015	5,585	3,550	4,785	6,355	1,530	1,120
43	2,875	4,130	5,745	3,640	4,895	6,510	1,590	1,160
44	2,985	4,260	5,915	3,750	5,025	6,680	1,650	1,200
45	3,100	4,400	6,100	3,865	5,165	6,865	1,720	1,250
46	3,200	4,555	6,300	3,960	5,315	7,060	1,800	1,290
47	3,315	4,730	6,510	4,075	5,490	7,270	1,880	1,340
48	3,440	4,910	6,730	4,200	5,670	7,490	1,960	1,390
49	3,565	5,100	6,970	4,325	5,860	7,730	2,050	1,440
50	3,700	5,300	7,200	4,460	6,060	7,960	2,150	1,500
51	3,835	5,535	7,500	4,585	6,285	8,250	2,260	1,570
52	3,975	5,780	7,805	4,725	6,530	8,555	2,360	1,640
53	4,120	6,040	8,120	4,870	6,790	8,870	2,490	1,720
54	4,280	6,310	8,445	5,025	7,055	9,190	2,620	1,810
55	4,450	6,600	8,800	5,195	7,345	9,545	2,760	1,910
56	4,655	6,935	9,180	5,385	7,665	9,910	2,910	2,010
57	4,870	7,300	9,600	5,600	8,030	10,330	3,070	2,130
58	5,105	7,695	10,055	5,830	8,420	10,780	3,250	2,250
59	5,370	8,125	10,555	6,090	8,845	11,275	3,440	2,380
60	5,650	8,600	11,100	6,365	9,315	11,815	3,640	2,530
61	5,955	9,130	11,735	6,655	9,830	12,435	3,860	2,690
62	6,295	9,715	12,435	6,995	10,415	13,135	4,110	2,870
63	6,665	10,355	13,200	7,360	11,050	13,895	4,360	3,050
64	7,065	11,050	14,025	7,760	11,745	14,720	4,650	3,270
65	7,500	11,800	14,900	8,190	12,490	15,590	4,950	3,500
66	8,045	12,815	16,100	8,715	13,485	16,770	5,310	3,750
67	8,645	13,925	17,410	9,315	14,595	18,080	5,680	4,020
68	9,300	15,150	18,835	9,970	15,820	19,505	6,110	4,320
69	10,015	16,500	20,385	10,680	17,165	21,050	6,510	4,660
70	10,800	18,000	22,100	11,460	18,660	22,760	6,920	5,020
71	11,725	19,480	23,770	12,350	20,105	24,395	7,350	5,440
72	12,765	21,130	25,630	13,390	21,755	26,255	7,840	5,890
73	13,930	22,960	27,675	14,550	23,580	28,295	8,390	6,400
74	15,210	24,955	29,870	15,825	25,570	30,485	9,030	6,970
75	16,600	27,100	32,200	17,205	27,705	32,805	9,740	7,590
76	18,145	29,315	35,095	18,695	29,865	35,645	10,630	8,290
77	19,825	31,685	38,210	20,375	32,235	38,760	11,630	9,060
78	21,665	34,230	41,580	22,210	34,775	42,125	12,790	9,910
79	23,705	37,000	45,280	24,245	37,540	45,820	14,070	10,840
80	25,990	40,080	49,410	26,515	40,605	49,935	15,460	11,910

詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせください。

Q.介護年金のお支払事由に該当した後、**容体が改善した場合、年金を受け取ることはできますか？**

A.はい、お受け取りいただけます。介護年金は、一度お支払事由に該当された場合、年金支払期間中、生存されている限り、お受け取りいただけます。また、将来の保険料のお払込みも不要のままとなります。

Q.あんしんねんきん介護の**生命保険料控除の種類**を教えてください。

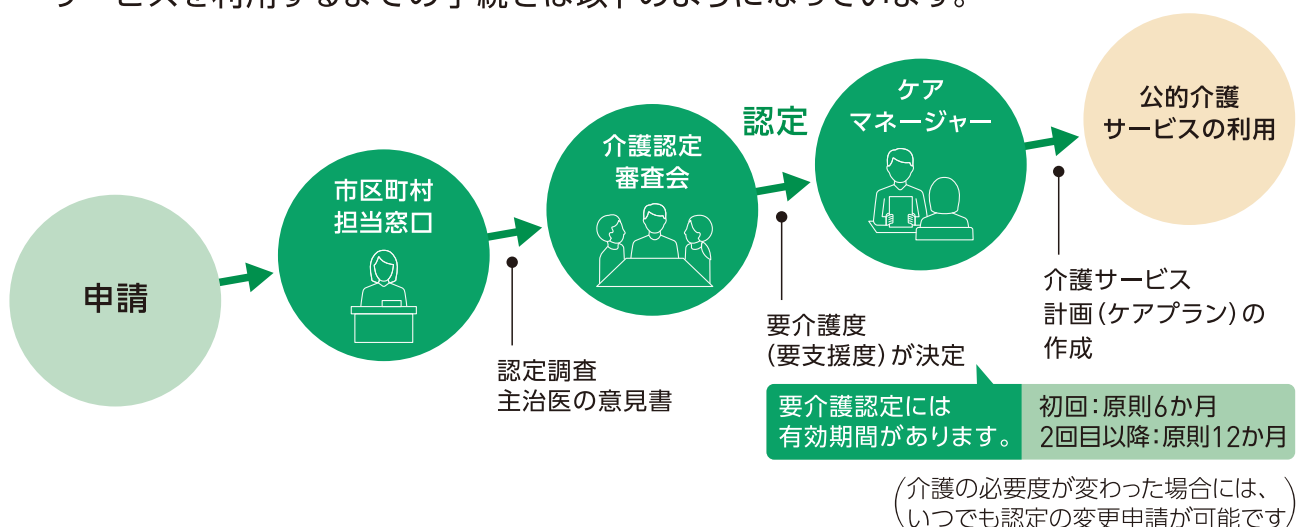
A.適用される**生命保険料控除の種類は下表**のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
一般生命保険料控除	•あんしんねんきん介護(主契約)で、健康祝金特則を付加しているご契約
介護医療保険料控除	•あんしんねんきん介護(主契約)で、健康祝金特則を付加していないご契約 •介護一時金特約 •認知症一時金特約

*2022年5月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

Q.公的介護保険制度の**サービスを利用するまでの手続き**の概要を教えてください。

A.要介護（要支援）認定を受けるには、**市区町村の担当窓口への申請**が必要です。サービスを利用するまでの手続きは以下のようになっています。



*2022年5月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

ご検討にあたりご注意くださいこと

ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

1 責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)について P.2「保障を開始する時期とお取扱い」をあわせてご確認ください。

- この保険の主契約および特約は、契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。(不担保期間:1年間)ただし、保険料払込みの免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期前の病気やケガ(告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます)を原因として介護が必要な所定の状態に該当した場合には、介護年金・介護一時金をお支払いできません。
- 責任開始期の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前の病気やケガ(告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます)を原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、認知症一時金特約は無効となり、一時金のお支払いはできません。
- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気を発病していた場合、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその病気の合併症を発症し、その合併症を原因として年金・一時金のお支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。また、責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないときなどは、年金・一時金のお支払対象となります。

2 介護年金について

- 第1回介護年金のお支払事由に複数該当しても、介護年金は重複してお支払いしません。
 - 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します(※1)。
- (※1)認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

3 認知症一時金特約について

- 認知症・軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、他の所見によって診断確定された場合、その根拠が合理的であると認められるときは、その診断確定を認めることがあります。
- 認知症一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

4 介護一時金特約について

- 介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

5 解約・解約返戻金について

- この保険の主契約の保険料払込期間中の解約返戻金はありません(※2)。
 - この保険の主契約の保険料払込期間満了後の解約返戻金は、介護年金額の10%です。
 - この保険は、年金支払開始日前に限り解約することができます。
 - 健康祝金特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 - 健康祝金特約のみの解約はできません。
 - 介護一時金特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません(※2)。
 - 認知症一時金特約には、保険料払込期間(※3)中の解約返戻金はありません(※2)。保険料払込期間(※3)満了後の解約返戻金は、認知症一時金額の10%です。
- (※2)契約日から1年間の不担保期間中に死亡・解約された場合には、責任準備金をお支払いします。
- (※3)主契約の年金支払開始日が保険料払込期間満了日以前のときは、主契約の年金支払開始日の前日までの期間とします。

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

6 年金・一時金等の受取人の指定について

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、ご契約者または被保険者のいずれかを年金・一時金の受取人として指定いただくことができます。
- 健康祝金の受取人はご契約者のみとします。

7 契約者配当について

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

8 その他ご確認ください事項について

- 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
 - この保険には、死亡給付金はありません(※4)(※5)。
- (※4)介護年金が支払われる場合を除き、死亡されたときに解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。
- (※5)契約日から1年間の不担保期間中に死亡された場合、責任準備金をお支払いします。

年金・一時金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。(指定代理請求特約)

年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、受取人が病気やケガにより年金・一時金等を請求する意思表示ができない等の事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として年金・一時金等を請求することができます。

指定代理請求人は、年金・一時金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

指定代理請求人からのご請求に対して年金・一時金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても年金・一時金等をお支払いしません。

代理請求により年金・一時金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。年金・一時金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、年金・一時金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求できる年金・一時金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

年金等の請求のご連絡先

●保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

【受付時間】 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**介護保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

